

地域福祉って
なんだろう？

誰が
活動するの？

なごやか 地域福祉 2015

NAGOYA

いま問題に
なっていることは？

どんな活動が
あるの？

第2期名古屋市地域福祉計画

第5次名古屋市社会福祉協議会地域福祉推進計画

〔概要版〕



平成27年度(2015年度)～平成31年度(2019年度)
名古屋市・社会福祉法人名古屋市社会福祉協議会

「なごやか地域福祉2015」(第2期名古屋市地域福祉計画)

計画の特徴

- ・地域の福祉課題や生活課題を明らかにし、地域福祉の目指すべき方向性を示した計画
- ・“参加それ自体が地域福祉計画”の考えのもと、多くの意見を取り入れて計画を策定
- ・市と名古屋市社会福祉協議会が一体的に策定した計画
- ・地域福祉の実践活動を行う場合のヒントにしてほしいとの願いを込め、地域の多様でユニークな取り組みを数多く掲載

第1章 計画策定にあたって (p.3)

私たちにとっての地域福祉を考えてみよう!

～地域福祉は身近なもの～

- 誰もが助けあい支えあえる地域を目指す
- 「自助」「互助」「共助」「公助」の視点
- 人権を尊重した計画の推進

私たちがつくる地域福祉

- 役割分担(市民、地域活動団体、社会福祉法人、商店・事業所・企業・大学等、社会福祉協議会、市)
- 多くの意見を取り入れた計画の策定

第3章 私たちの計画が目指すもの (p.7)

基本理念

人権が尊重され、誰もがいきいきと
過ごせるまち、名古屋を目指して

第4章 課題解決に向けた私たちの取り組みの展開 (p.8～14)

取り組むべき方向性1

つながり支えあう地域をつくる

～社会的な孤立を生まない地域を目指す～

方策① 孤立を生まない地域づくり

- 地域での住民交流・ふれあい・助けあい活動の推進
- 見守り体制の充実

方策② 困ったときに支えあい助けあえる地域づくり

- 住民同士が支えあう地域づくり
- 平常時から備える災害への取り組み
- 避難生活における福祉的な配慮

取り組むべき方向性2

地域の「暮らし」に支援を届ける

～支援を求めている人、手助けが必要な人に必要な支援を届ける～

方策③ 支援が必要な人に適切な支援を届ける
仕組みづくり

- 相談窓口や公的サービスなどの利用促進
- 既存の枠組みを超えた支援の仕組みづくり
- 生活困窮者の自立支援

方策④ 地域で安心して暮らし続けるための
支援の仕組みづくり(権利擁護の推進)

- 判断能力が不十分な人等への支援
- 高齢者、障害者、児童、配偶者等に対する虐待相談支援

取り組むべき方向性3

地域で活動する多様な担い手を育む

～若者から高齢者まで、身近な福祉の問題に気づき、行動できる人や活動主体を育む～

方策⑤ 地域福祉の多様な担い手づくり

- 「地域福祉」は私たちのことという意識の醸成
- 地域に住む若者から高齢者までの多様な世代、地域で活動する多様な主体への働きかけ
- 担い手が参加しやすい創意工夫

方策⑥ 地域福祉の多様な担い手の支援

- 地域福祉活動のキーパーソンを支える仕組みづくり
- 地域福祉活動を支える社会資源づくり

・第5次名古屋市社会福祉協議会地域福祉推進計画)の全体像

第2章 現状と計画策定の背景 (p.4～6)

私たちの地域をとりまく現状と福祉課題・生活課題

- つながりの希薄化と地域からの孤立の問題
- 支援が必要な人に必要な支援が届いていないことの問題
- 地域福祉の担い手とキーパーソンとなる人材の不足

私たちの地域における新たな今日的課題

- 高齢者の"ちょっとした困りごと"を支える生活支援サービスの充実
- 大規模災害に備える地域ぐるみの取り組み
- 生活困窮者への新たなセーフティネットの必要性

連携・協働・ネットワーク体制の問題

基本目標

市民、地域に関わる様々な団体、社会福祉協議会や行政が互いに手を携えて連携・協働し、誰もが住み慣れた地域で自分らしく安心して生活できる地域社会を目指します。

第5章 計画の進行管理と評価 (p.14)

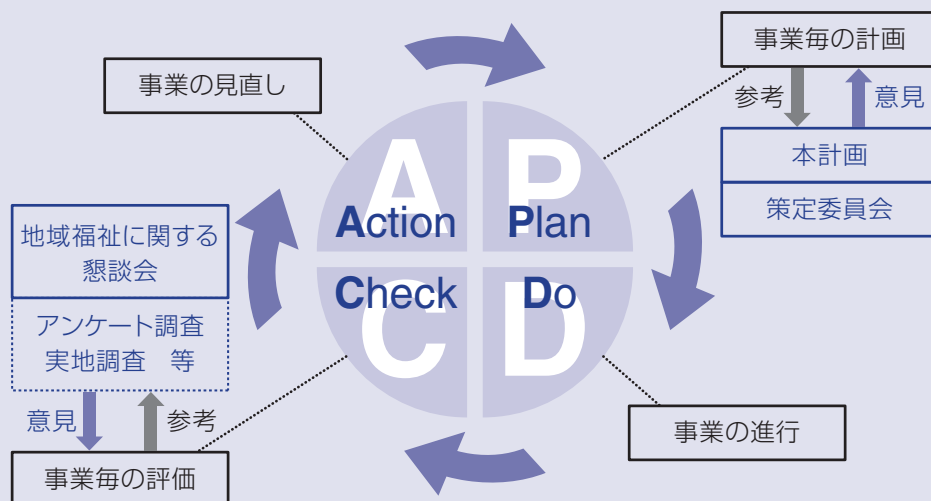
計画期間

平成27年度(2015年度)から平成31年度(2019年度)までの5ヵ年

推進体制

「地域福祉に関する懇談会」(仮称)

市民、各分野の活動関係者や学識経験者等で構成する懇談会を設置



方策を効果的に推進するための取り組み

3つの「取り組むべき方向性」を支える
連携・協働の仕組みづくり

推進

1 私たちにとっての地域福祉を考えてみよう!～地域福祉は身近なもの～**■ 「地域福祉」って、なんだろう?****身近な地域での困りごと**

「子育てに悩んでいます。身近に相談できる人がいません。」

「ひとりで暮らしている高齢の親の生活が心配です。」

「もし大きな地震が発生したら、一人で避難することができるか心配です。」など

お互い様の助けあい支えあい

誰もがその人らしく安心して充実した生活が送れるような地域社会を形成するため、地域の全ての構成員が主体的に関わり福祉の実践をしていくことが、私たちの目指す「地域福祉」だと考えています。

■ 人権を尊重した計画の推進

特定の人を偏見や差別によって地域社会から排除することのないよう、市民一人ひとりの人権が尊重され、お互いに支えあい助けあえる地域づくりを目指すことを、最も大切な視点に据えて計画を策定しています。

2 私たちがつくる地域福祉**■ 役割分担**

- 市民、地域活動団体、社会福祉法人、商店・事業所・企業・大学等
…地域福祉の主役（地域福祉活動の担い手、地域での気づきや見守り 等）
- 社会福祉協議会…地域福祉の推進役（地域福祉の中心的な役割、調整役）
- 市…公的責任・基盤整備（地域福祉推進の仕組みづくり、公的サービスの提供）

■ 多くの意見を取り入れた計画の策定

- 市民意見の反映
（市政アンケート、市民委員の参画、福祉現場の視察、パブリックコメント）
- 活動者の意見の反映（福祉団体等アンケート、各区地域福祉活動計画の反映）

※市と、地域福祉の推進を図ることを担う名古屋市社会福祉協議会とで一体的に策定

※地域ごとの実情に応じた取り組みの重要性も意識した計画

1 私たちの地域をとりまく現状と福祉課題・生活課題

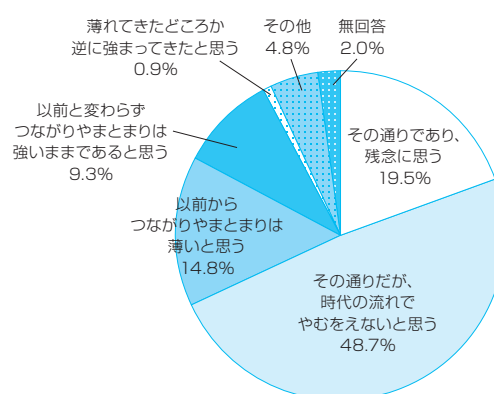
(1) つながりの希薄化と地域からの孤立の問題

- ・地域での住民同士のつながりが薄れてきています。ひとり暮らし高齢者だけではなく若年層にも社会的孤立が広がっています。
- ・つながりの希薄化や社会的孤立は、近隣の助けあいの輪から外れてしまう問題、孤立死、消費者契約のトラブル、生活困窮、ごみ屋敷、虐待などと結びつき、深刻な社会問題となっています。

近年、「地域のつながりやまとまりが薄れてきている」と言われていますが、あなたのお住まいの地域はどのような状況だと思いますか？

→「その通り」と回答した割合

68.2%



(平成25年度市政アンケート)

地域福祉推進協議会とは？

すべての住民が安心して暮らすことのできる福祉のまちを、住民が主体となって地域総ぐるみで推進することを目的として設立された団体です。(市内全ての小学校区で設立)

住民の理解と協力を得ながら運営し、行政・社会福祉協議会・社会福祉施設・NPOなどの関係機関・団体と協働しながら活動を進めています。

●住民の福祉に対する意識を高める

広報紙の発行

●住民の相互理解を深めるための交流

- ・ふれあい給食の実施
- ・世代間の交流の場づくり

●住民の困りごとの把握

住民福祉座談会の開催

●手助けを必要とする住民への支援

- ・ふれあい・いきいきサロン活動
- ・ふれあいネットワーク活動



ふれあい・いきいきサロンの様子



世代間の交流の様子

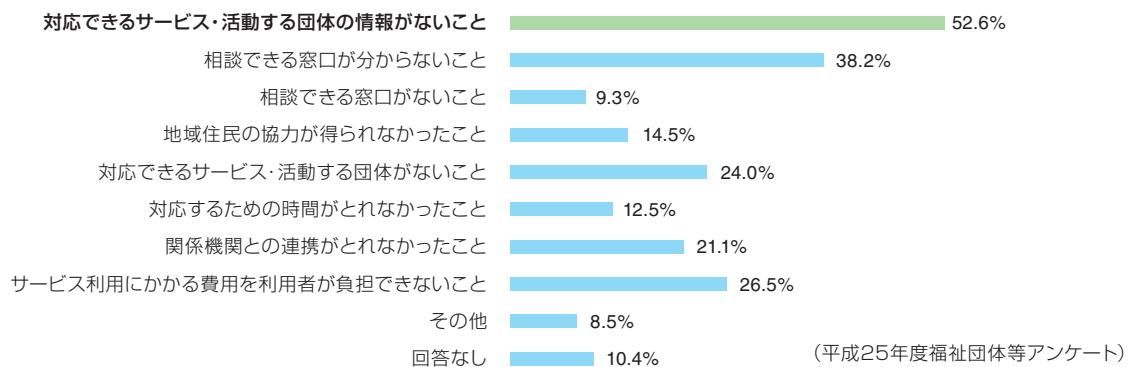
(2) 支援が必要な人に必要な支援が届いていないことの問題

- ・地域における福祉ニーズ（需要）は多様化し、既存の枠組みだけでは、解決できない問題が増えています。
- ・サービスを提供する側が、制度外の援助を求められた場合に対応するための情報が不足しています。

既存のサービス(制度)では対応できない援助を求められ対応できなかった原因は何ですか？

→「対応できるサービス・活動する団体の情報がないこと」と回答した割合

52.6%



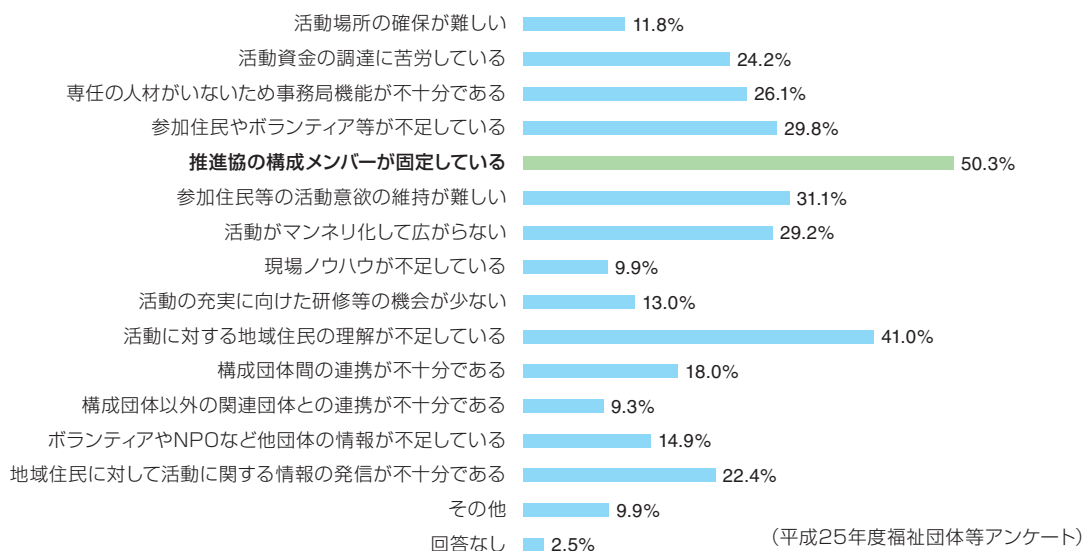
(3) 地域福祉の担い手とキーパーソンとなる人材の不足

- ・地域福祉活動の担い手が不足しています。
- ・地域福祉活動の中心として活躍している一部のキーパーソンに負担が集中しています。

活動をするときにどのような障害や問題点がありますか？

→「メンバーの固定化」と回答した割合

50.3%



2 私たちの地域における新たな今日的課題

(1) 高齢者の“ちょっとした困りごと”を支える生活支援サービスの充実

高齢化の進展に伴い、日常のごみ出しや電球の交換、衣類の入れ替えなど、生活支援サービスのあり方を検討し、高齢者の生活をどう支えていくのか、創意工夫が求められています。



(2) 大規模災害に備える地域ぐるみの取り組み



災害に備え、日常的な地域のつながりや必要な支援を届ける仕組み、それらを支える担い手のことなど、地域福祉の推進そのものを基礎として、災害が発生したときのための助けあいの仕組みをあらかじめ構築しておくことが求められています。

(3) 生活困窮者への新たなセーフティネットの必要性

生活保護受給者数が増加しています。生活保護に至る前の段階の自立支援の強化を図ることや、生活保護から脱却した人が再び生活保護に至ることがないように支援が必要です。

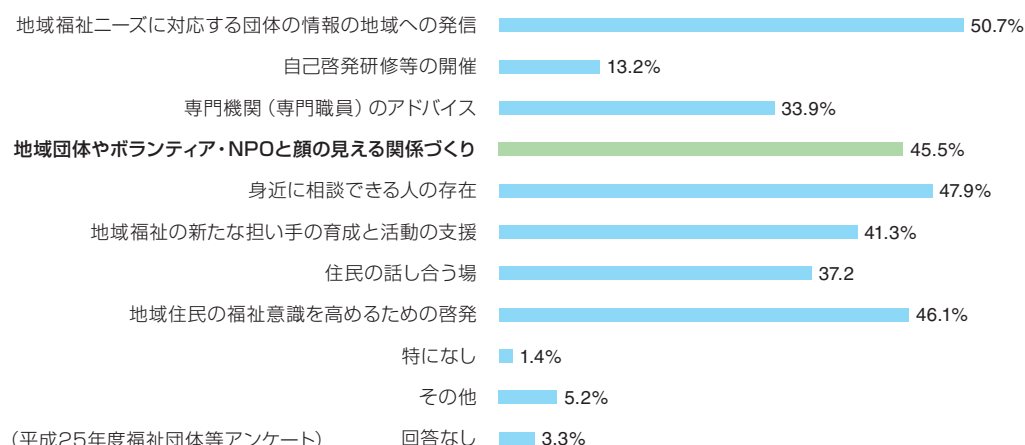
3 連携・協働・ネットワーク体制の問題

日頃から顔を見知っている関係を構築していれば、より質の高い連携・協働が期待できると考えられます。

地域の困りごとを住民同士が協力して解決する力を高めるために、何が必要ですか？

→「顔の見える関係づくりが必要」と回答した割合

45.5%



1 基本理念 2 基本目標 3 基本目標を実現するために取り組むべき方向性

基本理念

人権が尊重され、誰もがいきいきと過ごせるまち、名古屋を目指して

基本目標

市民、地域に関わる様々な団体、社会福祉協議会や行政が互いに手を携えて連携・協働し、誰もが住み慣れた地域で自分らしく安心して生活できる地域社会を目指します。

福祉課題・生活課題

つながりの希薄化と
地域からの
孤立の問題

支援が
必要な人に
必要な支援が
届いていない
ことの問題

地域福祉の
担い手と
キーパーソン
となる
人材の不足

私たちの地域における今日的課題、連携・協働・ネットワーク体制の問題

基本目標を実現するために 取り組むべき方向性

1 つながり支えあう 地域をつくる

～社会的な孤立を
生まない地域を
目指す～

2 地域の「暮らし」に 支援を届ける

～支援を求めている人、
手助けが必要な人に
必要な支援を届ける～

3 地域で活動する 多様な担い手を育む

～若者から高齢者まで、
身近な福祉の問題に
気付き、行動できる人
や活動主体を育む～

1 計画の体系

方策

方策を効果的に推進するための取り組み

① 孤立を生まない地域づくり

- 地域での住民交流・ふれあい・助けあい活動の推進
- 見守り体制の充実

② 困ったときに支えあい助けあえる地域づくり

- 住民同士が支えあう地域づくり
- 平常時から備える災害への取り組み
- 避難生活における福祉的な配慮

③ 支援が必要な人に適切な支援を届ける仕組みづくり

- 相談窓口や公的サービスなどの利用促進
- 既存の枠組みを超えた支援の仕組みづくり
- 生活困窮者の自立支援

④ 地域で安心して暮らしを続けるための支援の仕組みづくり (権利擁護の推進)

- 判断能力が不十分な人等への支援
- 高齢者、障害者、児童、配偶者等に対する虐待相談支援

⑤ 地域福祉の多様な担い手づくり

- 「地域福祉」は私たちのことという意識の醸成
- 地域に住む若者から高齢者までの多様な世代、地域で活動する多様な主体への働きかけ
- 担い手が参加しやすい創意工夫

⑥ 地域福祉の多様な担い手の支援

- 地域福祉活動のキーパーソンを支える仕組みづくり
- 地域福祉活動を支える社会資源づくり

3つの「取り組むべき方向性」を支える連携・協働の仕組みづくり

2 具体的な取り組みの展開

取り組むべき方向性1

つながり支えあう地域をつくる～社会的な孤立を生まない地域を目指す～

▼方策① 孤立を生まない地域づくり

地域での住民交流・ふれあい・助けあい活動の推進

- 1) 住民が主体的に福祉活動を進めていくための組織である「地域福祉推進協議会」の周知を図り、その活動を支援します。
- 2) 住民同士のつながりをつくる、住民による活動を支援します。

★事例 地域に関わる様々な団体・機関の連携・協働による地域のつながりづくり



大高南学区連絡協議会と緑区子育て支援ネットワーク連絡会に参加する区役所、区社協、児童館、民間団体などが実行委員会を結成し、子どもが屋外で自由に遊び込める場所であると同時に、子育て中のファミリーを中心として地域の住民が集い、子どもを見守りながら交流できる場所として、月1回の「プレーパーク」の開催を始めています。

- 3) すべての人が安心して生活できる共生型の地域づくりを進めます。
- 4) ライフステージに見合った地域における居場所づくりを支援します。

見守り体制の充実

- 1) 地域福祉推進協議会による「ふれあいネットワーク活動」の推進の取り組みを支援します。
- 2) 地域における多様な見守り体制を充実させます。
- 3) 地域の身近な商店や企業などに対し、地域での見守り活動について理解を促し、協力者を増やします。

★事例 高齢者の見守りにかかる協力事業者登録制度

平成26年9月から新たに高齢者見守り協力事業者の登録という簡便な手続きを導入することによって、より多くの民間事業者にひとり暮らし高齢者の見守り活動に参加していただき、高齢者の孤立防止活動の幅を広げていきます。



- 4) 地域で見守り・支えあうためのネットワークづくりを行います。
- 5) 大規模団地における見守り体制を充実させ、孤立の防止や生活の困りごとを抱える世帯への支援を行います。

▼方策② 困ったときに支えあい助けあえる地域づくり

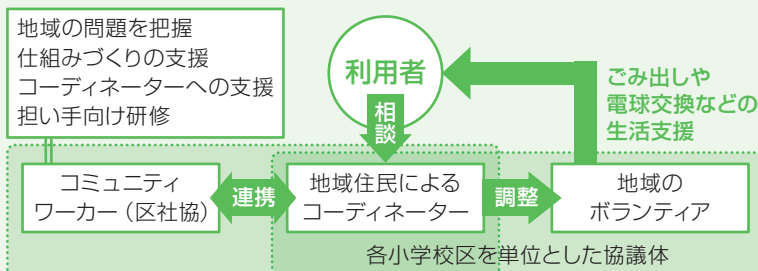
住民同士が支えあう地域づくり

- 1) 住民の困りごとや生活のしづらさなどを住民が把握し、生活支援に結びつけるための仕組みづくりを進めます。

★事例 地域力の再生による生活支援推進事業（地域支えあい事業）の取り組み

中村区八社学区では、個別支援のボランティア活動をする「サポートしえん隊」を結成し、学区内の住民から寄せられる個別の困りごとへの支援を中心に取り組んでいます。隊長を中心に、主な活動のメンバーは10名程度ですが、町内役員や民生委員といった学区の役職者の方ではなく、サポートしえん隊の活動の趣旨を掲載した「隊員募集チラシ」を見て、その内容に賛同して下さった学区内の住民の方々です。

地域力の再生による生活支援推進事業（地域支えあい事業）の概要



困りごと支援に向けた話し合い

平常時から備える災害への取り組み

- 1) 「助け合いの仕組みづくり」の取り組みを支援します。

★事例 「ひごろ」も「いざ」も総ぐるみ

名東区では、「めいとう総合見守り支援事業」を展開し、民生委員や地域福祉推進協議会による見守り活動などと「助け合いの仕組みづくり」との連携を図り、個人情報保護の観点を考慮しながら、支援を必要とする人の情報の共有化を進めています。この取り組みは、多様な主体による平常時からの見守り支援を進めるとともに、災害時のための個別支援計画の作成やその計画に基づく防災訓練を併せて促進する仕組みとなっています。

- 2) 災害ボランティアの円滑な受け入れと効果的な活動を促進するための体制づくりを行います。
- 3) 防災に関する訓練、研修や啓発において、福祉的な配慮を必要とする人への視点をもって対応します。

避難生活における福祉的な配慮

- 1) 福祉的な配慮に対応した避難所環境の整備を進めます。
- 2) 在宅避難を支援する仕組みづくりの検討を進めます。

取り組むべき方向性2

地域の「暮らし」に支援を届ける

～支援を求めている人、手助けが必要な人に必要な支援を届ける～

▼方策③ 支援が必要な人に適切な支援を届ける仕組みづくり

相談窓口や公的サービスなどの利用促進

- 1) 多様な相談窓口やサービスなどをわかりやすく市民に情報提供するとともに、支援者へも情報提供します。
- 2) 生活の困りごとなどを地域で相談しあえる仕組みづくりを進めます。

■地域の身近な相談場所



「地域力の再生による生活支援推進事業（地域支えあい事業）」の実施地域では、コミュニティセンターなどの拠点に、ボランティアの住民が同じ地域の住民から相談を受けることのできる仕組みをつくっています。困りごとのある住民は、電話相談やコミュニティセンターなどに赴いて相談することができます。

既存の枠組みを超えた支援の仕組みづくり

- 1) 既存の枠組みを超えた総合的な支援を行う仕組みや専門職（コミュニティソーシャルワーカー^{※1}）の配置の検討を行います。
- 2) 地域包括ケアシステムにおける生活支援サービスの充実を目指し、生活支援コーディネーター^{※2}の配置を検討します。

生活困窮者の自立支援

- 1) 生活困窮者の自立に向けた各種支援を実施します。

名 称	内 容
1. 自立相談支援事業	・就労その他の自立に関する相談支援の実施（幅広く相談を受け付ける） ・事業の利用のためのプランの作成など
2. 住居確保給付金	・離職により住宅を失った生活困窮者に家賃相等の給付金を有期で支給
3. 就労準備支援事業	・就労に必要な訓練を、「日常生活自立」「社会生活自立」の段階から実施 定時の起床や食事、整理整頓、あいさつ、コミュニケーションなど
4. 一時生活支援事業	・住居のない生活困窮者に、一定期間、宿泊場所や衣食を提供
5. 家計相談支援事業	・家計に関する相談や家計管理の指導、債務にかかる相談など
6. 学習支援事業その他 自立促進に必要な事業	・生活困窮家庭への子どもへの「学習支援」 その他生活困窮者の自立の促進に必要な事業の実施
7. 就労訓練事業 (中間的就労) の認定	・生活困窮者に就労の機会を提供し、就労に必要な知識や能力向上の訓練を行う事業者を、一定の基準に基づいて知事（指定都市市長等）が認定

- 2) 関係機関・他制度による支援との連携を進めます。
- 3) 生活困窮者支援を通じた地域づくりを進めます。

▼方策④ 地域で安心して暮らし続けるための支援の仕組みづくり（権利擁護の推進）

判断能力が不十分な人などへの支援

- 1) 日頃の気付きから必要な権利擁護支援へとつなげるための取り組みを進めます。
- 2) 判断能力が不十分な人が地域で安心して生活が送れるよう金銭管理や財産保全などを行います。
- 3) 判断能力がない人や不十分な人などの権利や財産を守る「成年後見制度^{※3}」の利用促進を図ります。
- 4) 消費者被害のトラブルなどに関する相談支援を行います。

高齢者、障害者、児童、配偶者等に対する虐待相談支援

- 1) 虐待のない地域社会を目指して、一人ひとりを地域全体で見守り育む機運を高めます。

★事例 オレンジリボンキャンペーンの取り組み



毎年11月には、厚生労働省及び内閣府の主唱による全国的な取り組みとして、「オレンジリボンキャンペーン」が実施されており、本市においても毎年、広報・啓発を実施しています。市内の百貨店や小売店・飲食店等におけるオレンジリボンの着用や子育て相談カードの店頭配布など、多くの民間団体、公的団体の協力を得て、児童虐待問題に対する深い関係と理解が得られるよう、広報・啓発の取り組みを展開しています。

- 2) 高齢者、障害者、児童、配偶者等に対する虐待防止や早期発見、相談支援などを行います。

※1 コミュニティソーシャルワーク（コミュニティソーシャルワーカー）

生活課題を抱える個々の相談支援をベースにしている、その人の支援を地域の中で展開しつつ、さらには地域ぐるみの支援の仕組みをつくっていくことを志向する支援の方法論です。

※2 生活支援コーディネーター

地域における生活支援の提供体制の整備に向けた取り組みを推進するために、生活支援の担い手の養成、資源開発や関係者のネットワーク化等のコーディネート業務を実施する者です。

※3 成年後見制度

認知症、知的障害、精神障害などによって物事を判断する能力が十分ではない方（以下、「本人」という）について、本人の権利を守る援助者（「成年後見人」等）を選ぶことで、本人を法律的に支援する制度です。

取り組むべき方向性3

地域で活動する多様な担い手を育む

～若者から高齢者まで、身近な福祉の問題に気付き、行動できる人や活動主体を育む～

▼方策⑤ 地域福祉の多様な担い手づくり

「地域福祉」は私たちのことという意識の醸成

- 1) 地域福祉活動やボランティア、NPO活動を身近に感じる啓発事業を実施し、ともに助けあう機運を盛り上げます。
- 2) 地域ぐるみの福祉教育の推進を図ります。
- 3) 私たちの住む地域を学び、地域のために活動をする意欲と技能を高めるための学習機会の提供を進めます。
- 4) 市内小中学校で行われている「総合的な学習の時間」で、福祉教育が取り組まれるよう支援を継続します。

★事例 「総合的な学習の時間」の中での福祉教育の取り組み



西区社会福祉協議会では、西区の比良小学校と協働し、3年生の総合的な学習の時間の中で、視覚障害者の理解を深める福祉教育に取り組んでいます。

児童たちは、ガイドボランティアグループを講師としたガイドヘルプを体験したり、視覚障害者の方から視覚に障害があっても便利に使える日常生活用具の紹介や日常生活の話を聞くなどの学習をしました。

地域に住む若者から高齢者までの多様な世代、地域で活動する多様な主体への働きかけ

- 1) 地域の課題に対して、地域住民自らが担い手となることを支援します。
- 2) 地域福祉活動の担い手として、若者の力を呼び込むための取り組みを検討します。
- 3) 高齢者や退職前の勤労者に対して、「地域力の再生による生活支援推進事業（地域支えあい事業）」などの地域福祉活動への参加を働きかけます。
- 4) 社会福祉法人による公益的活動を促進します。
- 5) 商店や企業も担い手として活動している事例を「見える化」し、新たな取り組みを促進します。

担い手が参加しやすい創意工夫

- 1) 地域福祉活動やボランティア、NPOへの参画を広く呼びかけるためのPRを充実させます。
- 2) 新たな担い手が参加しやすい活動の条件や環境の整備を検討します。

▼方策⑥ 地域福祉の多様な担い手の支援

地域福祉活動のキーパーソンを支える仕組みづくり

- 1) 一部のキーパーソンに負担が集中している現状を少しでも軽減する取り組みを実施します。
- 2) キーパーソンに対し専門的な助言や支援を行います。
- 3) キーパーソンを担う人材のための研修を実施します。
- 4) 地域福祉に尽力するキーパーソンを表彰する制度を検討します。

地域福祉活動を支える社会資源づくり

- 1) 地域福祉活動の拠点づくりを進めます。
- 2) 地域福祉活動を行う団体等へ助成や支援を行います。



■名古屋市福祉基金とは…
地域ぐるみの福祉活動を応援する基金を設置しています。この基金は皆様の寄付により支えられています。

方策を効果的に推進するための取り組み

3つの「取り組むべき方向性」を支える連携・協働の仕組みづくり

- 1) 相互理解を図り、顔の見えるつながりづくりを支援します。
- 2) 地域や分野を超えた連携・協働のための仕組みづくりを検討します。
- 3) 地域福祉活動のための個人情報共有のあり方を整理します。

★事例 リレーションシップゴールを目指して



今回の計画をつくるために、策定委員会における様々な団体の代表者や市民の方々、市と市・区社会福祉協議会の様々な部署の職員がともに地域福祉を考えてきました。計画をつくることも大切ですが、そのためにお互いの顔を見ながら話し合うことで生まれる関係が地域福祉においては重要なポイントになると思われます。

第5章

計画の進行管理と評価

計画期間

平成27年度（2015年度）から平成31年度（2019年度）までの5カ年

推進体制

市及び市社会福祉協議会が一体となって市民、各分野の活動関係者及び学識経験者等で構成する懇談会から意見を聴取することにより行います。

本冊子の掲載内容

本冊子では、この概要版よりも詳しく、「地域福祉」のことや「現状と計画策定の背景」から「課題解決に向けた私たちの取り組みの展開」まで、以下の様々な記事とともに掲載をしています。

○地域福祉活動に関する多様でユニークな取り組みを掲載

事例 災害ボランティアセンター設置運営研修

大規模震災が発生した際に設置される「災害ボランティアセンター」は、市が設置し、市・区社協、災害ボランティア及び災害救援NPOの協力を受けて運営を行うことになっています。なごや防災ボランティアセンター・市協・市の主催による「災害ボランティアセンター設置・運営合同研修」は、その災害ボランティアセンターの設置・運営に関わる3者が年に1回同じテーブルにつくことで、顔の見える関係づくりをし、情報共有・検討することをねらいとしています。



多くの災害ボランティアが参加

事例 地域福祉活動の実践の発表

市社協では、地域住民が地域福祉活動の実践事例を発表する機会を設け、地域福祉活動の実践者の意欲の向上を図るとともに、先進的な実践事例や地域住民による助けあい活動の意義を市民に向けて啓発する「地域支えあいフォーラム」を開催しています。

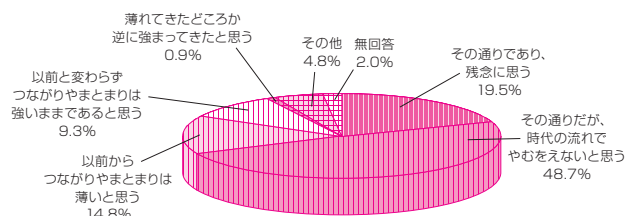


○市民、地域活動団体、社会福祉法人、事業所・商店・企業・大学等、社会福祉協議会、市に期待される取り組みを明示

期待される主体別の取り組み	
市民	
・地域の一員として、自分のできる範囲内で地域活動に参加しましょう。	
地域活動団体、社会福祉法人、事業所	商店・企業・大学等
・担い手として地域福祉活動に協力ください。	
・従業員等が地域の福祉活動に参加しやすい制度や雰囲気づくりに協力ください。	
・担い手の養成に協力ください。	・従業員教育の中に地域福祉の意識醸成に関する内容を入れることに協力ください。
・新たな担い手を積極的に受け入れる風土づくりに努めましょう。	
市	社会福祉協議会
・担い手を広く募り、育む取り組みを創意工夫のもと進めます。	
・地域福祉に関する広報啓発や教育などの環境整備に関する方策を検討・実施します。	
・ボランティア講座を実施し、グループ化、ネットワーク化を進めるとともに活動を支援します。	
・学校や地域で福祉教育を進めます。	
<主な関連施策や事業等>	<主な関連施策や事業等>
・地域福祉活動やボランティア、NPO活動を身近に感じる啓発事業	・地域福祉活動やボランティア、NPO活動を身近に感じる啓発事業
・鯉城学園	・鯉城学園（運営の受託）
・生涯学習センター	・市・区社協ボランティアセンター
・総合的な学習の時間	・地域福祉リーディングモデル事業
・市民活動推進センター	・福祉教育
・地域力の再生による生活支援推進事業（地域支えあい事業）	・地域力の再生による生活支援推進事業（地域支えあい事業）（実施の受託）
・社会福祉法人の公益的な活動の支援等	・社会福祉法人の公益的な活動の支援等

※ <主な関連施策や事業等> は、平成27年3月時点の内容です。

○全アンケート結果を掲載



なごやか地域福祉2015

第2期名古屋市地域福祉計画・第5次名古屋市社会福祉協議会地域福祉推進計画

◆発行年月 平成27年3月

◆発行・編集

名古屋市健康福祉局 高齢福祉部地域ケア推進課

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

電話 052-972-2547

ファクシミリ 052-955-3367

社会福祉法人名古屋市社会福祉協議会

〒462-8558 名古屋市北区清水四丁目17の1

名古屋市総合社会福祉会館5階

電話 052-911-3192

ファクシミリ 052-913-8553

なごやか地域福祉2015

検索

この冊子は、古紙パルプを含む再生紙を使用しています。